

## あしなが育英会奨学生募集のお知らせ

奨学生募集のお知らせです。希望する生徒は、提出書類を揃えるのに日数がかかるため、出来る限り早めに事務室まで申し出てください。

|                  | あしなが高校奨学金  | あしなが大学奨学金(予約)   |
|------------------|--|---|
| 応募資格             | 保護者が病気や災害もしくは自死などで死亡したり、保護者が著しい後遺障害を負っている家庭の高校生        | 2017年度に大学または短期大学の第1学年に進学を希望している高校3年生で、保護者が病気や災害もしくは自死などで死亡したり、保護者が著しい後遺障害を負っている家庭の者 |
| 金額               | 月額25,000円  | 月額40,000円   |
| 募集人数             | 500名<br>(資格を満たす生徒は全員採用)                                | 450名  |
| 備考               | 貸与(無利子)返済必要<br>選考:書類選考のみ                               | 貸与(無利子)返済必要<br>選考:書類選考と面接試験   |
| 詳細               | <a href="http://www.ashinaga.org">www.ashinaga.org</a> | <a href="http://www.ashinaga.org">www.ashinaga.org</a>                              |
| 事務室<br>申出締切<br>日 | 5月11日  | 6月10日   |

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

高校・高専在學生と保護者のみなさんへ 1704

# あしなが高校奨学金(無利子)

## 高校奨学生在学募集のしおり 【2017年度】

### 申込みできる方

高等学校(定時制・通信制を含む)、高等専門学校、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程に在学していて、次にあてはまる生徒。

保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい障害(注1)を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども。

(注1) 次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級



ASHINAGA  
あしなが育英会

### 募集人数

500人程度

### 申請のしめきり

1次=2017年5月20日(必着) 2次=9月30日(必着) 3次=12月31日(消印有効)

### 奨学金の内容

奨学金は、無利子貸与です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。大学や専門学校在学中や事情があって返還困難なときは、返還を先に延ばすことができます(詳しくは2ページ)。

#### 1. 奨学金の貸与金額

(1)国公立校生=月額25,000円

(2)私立校生=月額30,000円

#### 2. 奨学金を借りられる期間

2017年4月から卒業(最短修業年限)まで。ただし、3次募集は10月から卒業まで。

#### 3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人指定のゆうちょ銀行の口座に送金します。

○成績は問いません。○他の奨学金と同時に利用でき、連帯保証人は保護者でかまいません。

○専攻科は専修・各種学校奨学金に申請してください。○サポート校は対象になりません。

○すでにあしなが育英会高校奨学生の方は申請しないでください

お問い合わせ・提出書類送付先 **あしなが育英会 奨学課**

〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 平河町貝坂ビル3階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565 (土日祝日除く)

## 申請から奨学金送金までの手続き

### 1. 「高校奨学生申請書」などの郵送

「高校奨学生申請書」など必要な書類（詳しくは3ページ）を、同封の封筒に入れて切手を貼って、あしなが育英会に郵送してください。また、在学している学校を通じて郵送しても大丈夫です。なお、申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも応募できます。

申請書は、コピーもしくはあしなが育英会のホームページ（[www.ashinaga.org](http://www.ashinaga.org)）からダウンロードしたものを使用してもかまいません。

### 2. 審査結果のお知らせ（1次=2017年7月上旬 2次=11月上旬 3次=2018年2月上旬）と奨学金の送金

申請書の内容を審査し、その結果を申請者と在学高校にそれぞれお知らせします。

#### 【第1回目の奨学金の送金日】

1次=2017年7月10日 2次=11月10日 3次=2018年2月10日

※送金日が土日祝日の場合はその前日

ただし、審査状況により、遅れる場合もあります。

## 進学仕度一時金制度

高校卒業後に大学、短大、専門学校等へ進学予定の高校奨学生3年生に対して、「進学仕度一時金」（40万円）を貸与する制度があります。高校3年生の1次募集までに高校奨学生になった人が対象になります。申請書は、7月末に高校奨学生の3年生に送ります。

審査の結果、決定者には2018年10月10日（土日祝日の場合はその前日）に送金予定です。

## 大学・専門学校・大学院奨学金制度

大学奨学金（月4万円または5万円）、専門学校奨学金（月4万円）制度があります。再度申請が必要なので、高校3年生の春に申請してください。大学院奨学金（月8万円）制度もあります。

## 奨学金の返還の方法

### 1. 返還の期間

卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で奨学金を返還していただきます。

なお、大学・専門学校・大学院などに在学している間や卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

#### 【奨学金返還の例】

国公立校で月額25,000円の奨学金を3年間利用すると借りた総額は90万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約4千円となります。

### 2. 奨学金の利息

無利子です。

### 3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度障害を負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

## 【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金貸与・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

## 奨学生申請に必要な書類

### 1. 高校奨学生申請書（同封の用紙）

- ・申請書は、保護者の方などがお書きください。
- ・「高校奨学生申請書の記入見本（表）（裏）」を参考にして、楷書（かいしょ）でご記入ください。

### 2. 在学証明書・誓約書および振込指定依頼書（同封の用紙）

- ・在学証明書は、学校で証明を受けてください。
- ・「在学証明書・誓約書および振込指定依頼書の記入見本」を参考にして、ご記入ください。

### 3. 奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」（白黒コピー可）

- ・奨学金を送金する「ゆうちょ銀行の通帳コピー」を提出してください。通帳のコピーするページは同封の「ゆうちょ銀行口座記入の注意」の説明書のとおりコピーしてください。

### 4. 戸籍謄本（こせきとうほん。戸籍抄本ではありません）

- ・保護者が亡くなっている場合はその事項が記載してあるかご確認ください。
- ・戸籍謄本は、本籍地の市区町村役場でとってください（郵送でも発行手続きが可能です）。
- ・外国籍の方は住民票をとってください。
- ・保護者が障害を負っている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。  
※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

### 5. 所得証明書（生活保護を受けている家庭を除く）

- ・保護者（収入を得ている人）の所得証明書を必ず市区町村役場でとってください。
- ・所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税をあつかう課などで受けられます。
- ・申請する時点で最新のものをとってください。
- ・源泉徴収票ではありません。
- ・所得のない人は、「所得なし」「非課税」あるいは「課税台帳に記載なし」などの証明書が受けられます。

### 6. 生活保護受給証明書（生活保護を受けている家庭のみ）

- ・生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書を必ず提出してください。
- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

### 7. 保護者の障害に関する証明書（保護者が障害を負っている場合のみ）

- ①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳のコピー
- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合
- ②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書のコピー
- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
  - ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
  - ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合
- ①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方（同じ場合は障害者手帳）のコピー

申請についてわからないことがあれば、あしなが育英会奨学課にお問い合わせください。

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

大学・短大進学予定のみなさんへ 1704

# あしなが大学奨学金（無利子）

## 大学奨学生予約募集のしおり 【2018年度進学者用】

### 申込みできる方

2018年度に大学または短期大学（外国大学を除く）の第1学年に進学希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または保護者が著しい障害（注1）を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども。

（注1）次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※大学奨学生予約募集と、専修・各種学校奨学生予約募集とは併せての申請はできません。



ASHINAGA  
あしなが育英会

### 募集人数

450人程度

### 申請のしめきり

2017年6月30日

### 奨学金の内容

奨学金は、無利子貸与です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは3ページ）。

#### 1. 奨学金の貸与金額（※）については2ページ

(1)一般貸与＝月額40,000円

(2)特別貸与＝月額50,000円（※）

【私立大学入学一時金（40万円）制度もあります（※）】

#### 2. 奨学金を借りられる期間

2018年4月から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は、2018年6月です。

#### 3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人指定のゆうちょ銀行の口座に送金します。

○他の奨学金と同時に利用でき、連帯保証人は保護者でかまいません。

○高等専門学校を卒業後、大学3年に編入を希望する人は、編入後の大学在学募集で申請してください。

○申請者の年齢が25歳以上の場合は奨学生の対象になりません。

お問い合わせ・提出書類送付先 **あしなが育英会 奨学課**

〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 平河町貝坂ビル3階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565（土日祝日除く）

## 申請から奨学金送金までの手続き

### 1. 「大学奨学生申請書」などの郵送（2017年6月30日締切）

「大学奨学生申請書」など必要な書類（詳しくは3ページ）を、同封の封筒に入れて切手を貼って、あしなが育英会に郵送してください。また、在学している学校を通じて郵送しても大丈夫です。なお、一つの学校から何人でも応募できます。申請書は、コピーもしくはあしなが育英会のホームページ（[www.ashinaga.org](http://www.ashinaga.org)）からダウンロードしたものを使用してもかまいません。

### 2. 書類審査と面接試験について

書類審査に合格した人に対し、面接試験にあわせ大学奨学金説明会を行います。なお、学生寮「あしなが心塾（東京）」・「虹の心塾（神戸）」入寮（塾）希望も同時に受け付けます（詳しくは4ページ）。

①面接試験日 2017年8月26日（土）～8月29日（火）のうち2日間（1泊2日）

※書類審査の結果と面接試験の詳細は、8月10日までに直接申請者本人のみに通知します。

②試験会場 東京・渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター」  
（宿泊費・食事代は本会負担。交通費は本会で一部支援します）

③選考結果 10月中に申請者および在学（卒業）学校長に文書で通知します。

### 3. 正式採用手続書類の送付（2018年3月下旬）と提出（2018年4月20日）

予約採用決定者が、2018年度に大学または短期大学に入学が確定し、奨学生として正式に採用されるには「在学証明書および誓約書」などを提出しなければなりません。

これらの提出書類は3月下旬にお送りしますので、2018年4月20日までに返送してください。

### 4. 奨学生採用のお知らせ（2018年6月上旬）と奨学金の送金

正式採用手続書類の提出があった学生に対し、申請者と在学期にそれぞれお知らせします。なお、第1回目の奨学金の送金日は、2018年6月10日（土日祝日の場合はその前日）の予定です。

#### 大学奨学生との約束事項

大学奨学生には特別な事情がない限り次の3つの行事などへの参加を約束いただいております。

①採用された年に行われる「大学奨学生のつどい」、②「高校奨学生のつどいのリーダー」、③「あしなが学生募金」への参加。なお、「あしなが学生募金」への参加は採用された年の秋と翌年の春の2回です。詳細については、面接試験会場で説明いたします。

#### 特別貸与制度

経済的に特に困っていると認められる大学奨学生に対し、その者の申請により選考の上、奨学金月額を50,000円として貸与する「大学奨学金特別貸与制度」があります。

申請書は正式採用手続書類（3月下旬送付）に同封します。

#### 私立大学入学一時金制度

予約採用決定者で、私立大学・短期大学に入学した人に対して、「私立大学入学一時金」（40万円）を貸与する制度があります。

申請書は予約採用決定通知（10月中送付）に同封します。選考の結果、決定者には2018年6月10日（土日祝日の場合はその前日）に送金予定です。

#### 【個人情報保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金貸与・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

## 奨学金の返還の方法

### 1. 返還の期間

卒業の半年後から、20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で奨学金を返還していただきます。なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

#### 【奨学金返還の例】

月額40,000円の奨学金を4年間利用すると借りた総額は192万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約8千円となります。

### 2. 奨学金および入学一時金の利息 無利子です。

### 3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障害を負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

## 奨学生申請に必要な書類

### 1. 大学奨学生申請書（同封の用紙）

・「大学奨学生申請書の記入見本（表）（裏）」を参考にして、楷書（かいしょ）でご記入ください。

### 2. 大学奨学生推薦書（同封の用紙）

- ・在学または卒業した高等学校・高等専門学校で推薦を受けてください。
- ・高校卒業程度認定試験合格者は、合格証明書のコピー等を送ってください。

### 3. 所得証明書（生活保護を受けている家庭を除く）

- ・保護者（収入を得ている人）の所得証明書を必ず市区町村役場でとってください。
- ・所得証明書の発行は、市区町村役場の市区町村民税をあつかう課などで受けられます。
- ・申請する時点で最新のものをとってください。
- ・源泉徴収票ではありません。所得のない人は、「所得なし」「非課税」あるいは「課税台帳に記載なし」などの証明書が受けられます。

### 4. 生活保護受給証明書（生活保護を受けている家庭のみ）

- ・生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書を必ず提出してください。
- ・生活保護受給証明書の発行は、市区町村役場または福祉事務所で受けられます。

### 5. 戸籍謄本（こせきとうほん。戸籍抄本ではありません）高校奨学生は不要

- ・保護者が亡くなっている場合はその事項が記載してあるかご確認ください。
- ・戸籍謄本は、本籍地の市区町村役場でとってください（郵送でも発行手続きが可能です）。
- ・外国籍の方は住民票をとってください。
- ・保護者が障害を負っている場合も家族全員記載の戸籍謄本を提出してください。

※戸籍謄本は保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。

### 6. 保護者の障害に関する証明書（保護者が障害を負っている場合のみ）高校奨学生は不要

①次の場合は、都道府県知事等発行の障害者手帳または保健福祉手帳のコピー

- ・身体障害者福祉法による第1～5級の障害認定を受けている場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による第1～3級の障害認定を受けている場合

②次の場合は、障害等級が明記してある年金裁定通知書のコピーまたは障害年金証書のコピー

- ・国民年金法による障害基礎年金を受けている場合
- ・厚生年金保険法による障害厚生基礎年金を受けている場合
- ・労働者災害補償保険法等による第1～5級の障害補償年金を受けている場合

①と②両方にあてはまる場合は、等級が上の方（同じ場合は障害者手帳）のコピー

申請についてわからないことがあれば、あしなが育英会奨学課にお問い合わせください。